

# 佐賀県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」

## 1 地域クラブ活動の参加資格の特例「開催基準7(10)」

○地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 佐賀県中学校体育連盟の加盟校に在籍する生徒であること。

なお、佐賀県中学校体育連盟加盟校以外からの大会参加については、学校教育法に基づく、佐賀県内の学校に在籍する生徒であることを条件に、理事会で審議し、登録の可否を決定する。

(2) 地域クラブ活動に所属し、佐賀県中学校体育連盟に登録された団体の生徒であること。

(3) 佐賀中学校総合体育大会（以下：県総体）に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

### ① 県総体の参加を認める条件

ア 佐賀中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。

カ 選考会・県総体において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で県総体つながる選考会・県総体に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

ク 地域クラブ活動の代表者・指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、佐賀県の各競技団体から処分を受けていない者であること。

### ② 選考会・県総体に参加した場合に守るべき条件

ア 県総体開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 選考会・県総体参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（監督についても同様とする）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 選考会・県総体開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 地域クラブ活動の監督・コーチが、複数チームに登録することは認めないものとする。（体操競技・新体操のコーチについては、複数チームの登録を認める）

### ③ 参加を認めない場合

ア 選考会・県総体参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、競技ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。定める細則は原則、（公財）日本中学校体育連盟競技部細則および九州中学校体育連盟競技細則に準じる。

## 2 団体競技・個人競技における出場枠「開催基準8(2)競技別出場数一覧」

(1) 選考会等を実施しない競技の団体戦については原則、制限を設けない。

(2) 選考会等を実施する競技については、団体1枠、個人4枠を設ける。

## 3 大会要項「開催基準10(2)大会要項」

(1) 佐賀県中学校体育連盟ホームページにて確認すること。

## 4 参加申込「開催基準11(1)(2)参加申込」

(1) 大会実施要項規定により各競技の選考会等を経て参加資格を得たチームおよび個人は、所定の参加申込書に当該地域クラブ活動の代表者の承認を得て、県中体連会長に申込みこと。

選考会等を実施しない競技は、所定の参加申込書に当該地域クラブ活動の代表者の承認を得て、県中体連会長に申込みこと。

(2) 当該地域クラブ活動の代表者等が県中体連事務局へ参加料を添えて申し込むこと。

## 5 拠点校部活動（運動部活動地域移行により、市町教育委員会等に認定されているチーム）「開催基準7(10)」

(1) 佐賀県中学校総合体育大会拠点校部活動参加規程および拠点校部活動規定による。